

岩手県告示第403号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨山田町長から次のとおり通知があった。

令和2年6月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 下閉伊郡山田町全域
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年5月25日から同年12月25日まで
- 3 実施する公共測量の種類 デジタル空中写真測量、写真地図作成及び数地図化レベル2500